

廃第1411号

令和3年1月12日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

令和3年1月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。
さて、表題の件につきまして、令和3年1月7日付け事務連絡により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課他から別添のとおり通知がありました。

については、排出事業者におかれましては、下記の「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に改めて御留意いただき、廃棄物の適正な取扱いについて貴下会員への周知をお願いします。

記

①「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

②「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

③新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

④廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話：043-223-2757